

滋賀県首都圏情報発信拠点企画催事 利用方針

1 趣旨

琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や歴史文化、その豊かな環境で育まれた「食」や「モノ」の魅力を「ヒト」や「コト」とともに伝え、滋賀県への誘客・移住、販路開拓等へとつなげることを目的に、滋賀県首都圏情報発信拠点（以下、「拠点」という。）において行う企画催事についての利用方針を定める。

2 利用可能エリア

- (1) 1階日本酒バー付近
- (2) 2階和食ダイニング
- (3) 屋上テラス
- (4) 拠点外施設「INBOUND LEAGUE 新宿」および「LEAGUE 有楽町」

3 利用条件

- (1) 利用可能エリアで実施できる事業は、次に該当するものとする。
 - ・滋賀の魅力（食と農／ものづくり／歴史・祭り・文化／自然・琵琶湖／美・健康／近江商人）を、ストーリー性を持って情報発信し、滋賀の総合的なブランド力向上に寄与する催事
 - ・滋賀県民と首都圏の人々との交流等を通じ、「滋賀県のファンづくり」に資する催事
- (2) 利用可能エリアを利用できる者（以下、「利用者」という。）は、滋賀県東京本部首都圏情報発信拠点および運営事業者のほか、次に該当するものとする。
 - ① 滋賀県（東京本部首都圏情報発信拠点は除く）
 - ② 滋賀県内の市町
 - ③ 滋賀県内の商工会議所・商工会・観光協会・農業協同組合等の公益的または公共的団体
 - ④ 滋賀県内に事務所または事業所を有する企業・団体・生産者等
 - ⑤ 滋賀県にゆかりのあるもしくは滋賀県と新たな関係を築こうとする企業・団体等
 - ⑥ その他、県および運営事業者がその利用を認めたもの

4 利用料

上記に記載する利用対象者①～③が利用する場合については、利用可能エリアの利用料、付帯する設備・備品等の利用料および光熱水費は無料とする。その他、利用対象者④～⑥が利用する場合は、別途【滋賀県首都圏情報発信拠点企画催事利用の手引き】に定める。

5 利用手順

利用は以下の手順で行う。

- (1) エントリーシートの提出（利用者→運営事業者）
- (2) エントリー内容について調整（県、運営事業者）
- (3) 関係者協議（利用者、県、運営事業者）

(4) 利用申請書の提出（利用者→運営事業者）

(5) 利用決定の通知（運営事業者→利用者）

(6) 企画催事の実施

なお、企画催事の実施に当たっては、滋賀の魅力が伝わる内容となり、また拠点をより効果的に利用できるように、企画段階から県および運営事業者が参画する。

6 その他

本方針に定めるもののほか、詳細については、別途定める【滋賀県首都圏情報発信拠点企画催事利用の手引き】に示すとともに、本方針に定めのない項目については、県と運営事業者が協議のうえ、決定するものとする。